

CASE  
19

## 異状死の届出

Q 当院において手術中に患者が死亡する事故が発生しました。医師法21条に基づく届出を行わなければならないのでしょうか。

A 医師法21条の「検査して異状があると認めたとき」に該当する場合には届出を行う必要がありますが、これに該当するかどうかの判断基準については見解がわかれています。

異状死届出義務について、医師法21条では「医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検査して異状があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。」と規定され、これに違反した場合には50万円以下の罰金に処するとされています(同法33条の2第1号)。

### 1. 自己負罪拒否特権との関係

診療行為に関連して患者が死亡した場合に、医師に届出義務を課すことは、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」として自己負罪拒否特権を定める憲法38条1項に反するようにも思えます。

しかしながら、最高裁判所は、届出義務の性質、内容・程度および医師資格の特質と、異状死届出義務の公益上の高度の必要性を理由として、憲法38条1項に反するものではないという立場を取っています。

## 判例

最高裁平成16年4月13日判決では、「本件届出義務（筆者注：医師法21条の届出義務）は、警察官が犯罪捜査の端緒を得ることを容易にするほか、場合によっては、警察官が緊急に被害の拡大防止措置を講ずるなどして社会防衛を図ることを可能にするという役割をも担った行政手続上の義務と解される。そして、異状死体は、人の死亡を伴う重い犯罪にかかわる可能性があるものであるから、上記のいずれの役割においても本件届出義務の公益上の必要性は高いというべきである。他方、憲法38条1項の法意は、何人も自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないことを保障したものと解されるところ（最高裁昭和27年（あ）第838号同32年2月20日大法廷判決・刑集11巻2号802頁参照）、本件届出義務は、医師が、死体を検案して死因等に異状があると認めたときは、そのことを警察署に届け出るものであって、これにより、届出人と死体とのかかわり等、犯罪行為を構成する事項の供述までも強制されるものではない。また、医師免許は、人の生命を直接左右する診療行為を行う資格を付与するとともに、それに伴う社会的責務を課するものである。このような本件届出義務の性質、内容・程度及び医師という資格の特質と、本件届出義務に関する前記のような公益上の高度の必要性に照らすと、医師が、同義務の履行により、捜査機関に対し自己の犯罪が発覚する端緒を与えることにもなり得るなどの点で、一定の不利益を負う可能性があっても、それは、医師免許に付随する合理的根拠のある負担として許容されるものというべきである。」と判示しています。

## 2. 届出対象の範囲

届出対象の範囲を検討するにあたっては、医師法21条の「検案して異状があると認めたとき」に該当するか否かが問題となりますが、その判断基準については現在においても見解がわかれています〔経過異状説、外表異状説など。日本法医学会発表『異状死ガイドライン』（平成6年）<sup>1)</sup>、日本外科学会等13学会声明『診療に関連した「異状死」について』（平成13年）<sup>2)</sup>、東京地裁八王子支部昭和44年3月27日判決、福島地裁平成20年8月20日判決なども参照〕。

比較的最近出された『医師による異状死体の届出の徹底について』（平

成31年2月8日医政医発0208第3号)<sup>3)</sup>では、「医師が死体を検案するに当たっては、死体外表面に異常所見を認めない場合であっても、死体が発見されるに至ったいきさつ、死体発見場所、状況等諸般の事情を考慮し、異状を認める場合には、医師法第21条に基づき、所轄警察署に届け出ること。」と示され、同通知の趣旨について、『「医師による異状死体の届出の徹底について」(平成31年2月8日付け医政医発0208第3号厚生労働省医政局医事課長通知)に関する質疑応答集(Q&A)について』(平成31年4月24日事務連絡)<sup>4)</sup>では、「医師が検案して異状を認めるか否かを判断する際に考慮すべき事項を示したものであり、医師法第21条の届出を義務付ける範囲を新たに拡大するものではない。(略)医師は、死体の検案の際に、様々な情報を知りうるがあることから、それらの情報も考慮して死体の外表を検査し、異状の判断をすることになることを明記したものにすぎない。」と述べられていますが、これらの通知や事務連絡についても解釈がわかれうると思います。

### (別添1)

#### 「医師による異状死体の届出の徹底について」に関する質疑応答集(Q&A)

- 問1 通知の発出の趣旨は何か。
- 問2 最高裁平成15年(あ)第1560号同16年4月13日第三小法廷判決及び東京高裁平成13年(う)第2491号同15年5月19日第3刑事部判決(都立広尾病院事件)との関係はどのように整理されるのか。
- 問3 本通知は医師法第21条の「検案」に死体の外表の検査以外の行為を含ませようとするものか。
- 問4 本通知は医療事故等の事案について警察署への届出の範囲を拡大するものか。

問1 通知の発出の趣旨は何か。

(答) 医師が検案して異状を認めるか否かを判断する際に考慮すべき事項を示したものであり、医師法第21条の届出を義務付ける範囲を新たに拡大するものではない。

すなわち、平成26年6月10日の参議院厚生労働委員会における田村厚生労働大臣の答弁<sup>(注1)</sup>及び平成24年10月26日の第8回医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会における田原医事課長の発言<sup>(注2)</sup>と同趣旨であり、医師は、死体の検案の際に、様々な情報を知り得ることがあることから、それらの情報も考慮して死体の外表を検査し、異状の判断をすることになることを明記したものにすぎない。また、届出の要否の判断は、個々の状況に応じて死体を検案した医師が個別に判断するものであるとの従来からの解釈を変えるものではない。

(注1) 平成26年6月10日参議院厚生労働委員会会議録(抄)

○ 田村厚生労働大臣 医師法第二十一条でありますけれども、死体又は死産児、これにつきましては、殺人、傷害致死、さらには死体損壊、墮胎等の犯罪の痕跡をとどめている場合があるわけでありまして、司法上の便宜のために、それらの異状を発見した場合には届出義務、これを課しているわけであります。医師法第二十一条は、医療事故等々を想定しているわけではないわけでありまして、これは法律制定時より変わっておりません。ただ、平成十六年四月十三日、これは最高裁の判決であります、都立広尾病院事件でございます。これにおいて、検案というものは医師法第二十一条でということかということ、医師が死因等を判定をするために外表を検査することであるということであるわけでありまして。一方で、これはまさに自分の患者であるかどうかということは問わないということでありまして、自分の患者であっても検案というような対象になるわけでありまして。さらに、医療事故調査制度に係る検討会、これ平成二十四年十月二十六日でありますけれども、出席者から質問があったため、我が省の担当課長からこのような話がありました。死体の外表を検査し、異状があると医師が判断した場合には、これは警察署長に届ける必要があると。一連の整理をいたしますと、このような流れの話でございます。

(注2)平成24年10月26日第8回医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会議事録(抄)

- 中澤構成員 それは、外表を見てということは、外表だけで判断されるということでしょうか。
- 田原医事課長 基本的には外表を見て判断するということですが、外表を見るときに、そのドクターはいろんな情報を知っている場合もありますので、それを考慮に入れて外表を見られると思います。ここで書かれているのは、あくまでも、検案をして、死体の外表を見て、異状があるという場合に警察署のほうに届け出ることとでございます。これは診療関連死であるかないかにかかわらずと考えております。
- 中澤構成員 そうすると、外表では判断できないものは出さなくていいという考えですか。
- 田原医事課長 ですから、検案ということ自体が外表を検査することとでございますので、その時点で異状とその検案した医師が判断できるかどうかということだと考えています。
- 中澤構成員 判断できなければ出さなくていいですね。
- 田原医事課長 それは、もしそういう判断できないということであれば届出の必要はないということになると思います。

問2 最高裁平成15年(あ)第1560号同16年4月13日第三小法廷判決及び東京高裁平成13年(う)第2491号同15年5月19日第3刑事部判決(都立広尾病院事件)との関係はどのように整理されるのか。

(答)上記の判決により示された医師法第21条の死体の「検案」及び届出義務が発生する時点の解釈を含め、上記の判決で示された内容を変更するものではない。

問3 本通知は医師法第21条の「検案」に死体の外表の検査以外の行為を含ませようとするものか。

(答)医師法第21条は医師が検案した場合を規定したものであり、「検案」の解釈は問2の最高裁判決が示すとおり、「死因等を判定するために死体の外表を検査すること」を意味するものである。本通知は「検案」の従来の解釈を変えるものではなく、死体の外表の検査のほか、新たに「死体が発見されるに至った

いさつ、死体発見場所、状況等諸般の事情」を積極的に自ら把握することを含ませようとしたものではない。

問4 本通知は医療事故等の事案について警察署への届出の範囲を拡大するものか。

(答) 問1のとおり、本通知は、医師法第21条の届出義務の範囲を拡大するものではなく、医療事故等の事案についての届出についても、従来どおり、死体を検案した医師が個々の状況に応じて個別に判断して異状があると認めるときに届出義務が発生することに変わりない。

(文献4より引用)

異状死届出義務の違反に罰則規定を設けているにもかかわらず、その判断基準が必ずしも明確になっていないことは、医師にとって大きな負担となっています。現状下では、明白な医療過誤によって患者が死亡した場合には、医療機関としては隠蔽を疑われないよう、届出を行っておくことが無難かもしれません。もっとも、捜査機関の過剰介入は混乱を招きますので、平成27年10月1日から医療事故調査制度が施行されていることもふまえ、医師法21条の届出義務の取り扱いについては早期に検討すべき課題であると考えます。

#### 文献

- 1) 日本法医学会：異状死ガイドライン。平成6年5月。  
<http://www.jslm.jp/public/guidelines.html#guidelines>
- 2) 日本救急医学会：診療に関連した「異状死」について。日本外科学会，他13学会声明。平成13年。  
[https://www.jaam.jp/info/2006\\_1998/info-20010410.html](https://www.jaam.jp/info/2006_1998/info-20010410.html)
- 3) 厚生労働省：医師による異状死体の届出の徹底について。平成31年2月8日医政医発0208第3号。  
<https://www.jsgs.or.jp/uploads/files/oshirase/mhlw-20190219.pdf>

- 4) 厚生労働省医政局医事課：「医師による異状死体の届出の徹底について」（平成31年2月8日付け医政医発0208第3号厚生労働省医政局医事課長通知）に関する質疑応答集（Q&A）について、平成31年4月24日。  
<https://www.jspm.ne.jp/news/wp-content/uploads/2019/07/別添.「医師による異状死体の届出の徹底について」に関する質疑応答集（Q&A）について.pdf.pdf>

#### 参考文献

- ▶ 厚生労働省医政局政策統括官（統計・情報政策担当）：令和3年度版 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル。  
[https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/dl/manual\\_r03.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/dl/manual_r03.pdf)
- ▶ 平沼直人：医師法〔第2版〕—逐条解説と判例・通達—。民事法研究会，2021，p161-72.